

ふれあい広場 新座店

指定(介護予防)福祉用具貸与事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ふれあい広場が開設するふれあい広場 新座店（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与等」という。）の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定福祉用具貸与等を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

1. 事業の実施にあたっては、利用者の意思、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 指定福祉用具貸与の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定・取付・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
3. 指定介護予防福祉用具貸与の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。
4. 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 ふれあい広場 新座店
2. 所在地 埼玉県新座市東北2-29-12

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名（常勤・福祉用具専門相談員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定(介護予防)福祉用具貸与の提供に当るものとする。
2. 福祉用具専門相談員 2名以上(常勤換算)
福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立

した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1, 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月30日 13:00から1月3日までと、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く。
- 2, 営業時間
月曜日から金曜日 AM9:00からPM5:30
土曜日 AM9:00からPM5:00までとする。

(福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他費用の額)

第6条

指定(介護予防)福祉用具貸与の提供方法は、次の通りとする。

1. ①福祉用具の貸与の提供に当っては、身体状況に応じて使用方法の指導・使用上の留意事項・故障時の対応などを使用者に適切に行う。全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
②福祉用具の提供に当っては、常に清潔、かつ安全で、正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。
③提供する福祉用具貸与の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
④同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具貸与に関する情報を利用者に提供する。
2. 指定(介護予防)福祉用具貸与の提供に当り、取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める(介護予防)福祉用具貸与に関わる福祉用具の種目に基づいた別添カタログ掲載種目とする。
- 3.(介護予防)福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表(カタログ)によるものとし、当該(介護予防)福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする
但し、①月の16日以降にサービスを開始した場合には、所定の50%とする。
②契約終了日が属する月において、月の15日以前に解約した場合には所定の50%とする。
③同一月内で開始・終了をした場合は、利用日数に関わりなく1か月分全額とする。
4. その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。
① 第7条の通常の事業実施地域以外の地域で行う、指定(介護予防)福祉用具貸与に要する交通費 無料
②福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の費用 実費
5. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明し同意を得て、文書に記名捺印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条

事業所の通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

新座市、朝霞市、志木市、三芳町の区域とする。

(衛生管理等)

第8条

- 1, 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 2, 福祉用具の消毒、保管については、株式会社東基、株式会社ケアレックス、小山株式会社、パラマウントケア株式会社、プライムケア関東株式会社、株式会社日本ケアサプライに委託することとし、各社と契約書を交わし、その方法は別添え資料によるものとする。

(苦情処理)

第9条

- 1, 指定福祉用具貸与等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2, 提供した指定福祉用具貸与等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3, 提供した指定福祉用具貸与等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4, 提供した指定福祉用具貸与等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第10条

- 1, 利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2, 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3, 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

第11条

- 1, 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2, 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条

指定福祉用具貸与等事業者は、以下の条項に留意して事業を行う。

- 1, 職員の研修
 - ①採用時研修を入社6ヵ月以内に行う。
 - ②継続研修を、年1回以上実施する。
- 2, 秘密の保持

- ①従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
 - ②従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 掲示及び目録の備え付け
- ①事業所の見やすい場所に運営規定の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
 - ②サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。
4. 正当な理由無く(介護予防)福祉用具貸与サービスの提供を拒まない。
5. 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定(介護予防)福祉用具貸与事業者を紹介する等の措置を講じる。
6. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて更新申請も視野に入れて援助を行う。
7. 利用申込み者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
8. 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更があるときは必要な援助を行う。
9. 利用者の要介護認定等につき、認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定(介護予防)福祉用具貸与サービスを提供する。
10. 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。
11. 利用者からの相談または苦情に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
12. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ふれあい広場の代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

平成23年12月1日 改定施行。

平成25年4月1日 改定施行。

平成29年11月24日 改定施行。

平成30年1月1日 改定施行。

平成30年12月31日 改定施行。

令和2年2月1日 改定施行。